

令和3年度

浄水処理薬品に関する仕様書  
(単価契約)

(番号)

令和3年度 ( ) 第 号

(件名)

水道用次亜塩素酸ナトリウムの単価契約

(場所)

名張市 下比奈知ほか 地内

(期間)

契約日 ~ 令和4年3月31日

- 1 品 名 水道用次亜塩素酸ナトリウム  
 2 品 質 JWWA K 120 : 2008-2 (水道用次亜塩素酸ナトリウム) の品質一級に適合したものとする。

(1) 基礎的性状

有効塩素	12.0%以上
外観	淡黄色の透明な液体
密度 (比重) 20℃	1.16 以下
遊離アルカリ	2 %以下
臭素酸	50 mg/kg 以下
塩素酸	4000 mg/kg 以下
塩化ナトリウム	4.0 %以下

(2) 水道法第5条第4項の規定に基づく「水道施設の技術的基準を定める省令」の第1条第16号 (別表第1) の基準に適合すること。

- 3 品質試験 JWWA K 120-2008-2 (水道用次亜塩素酸ナトリウム)、最新の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」及び JWWA Z 109-2016 (水道用薬品の評価試験方法) 等の方法による。  
 4 契約方法 **10kg 当たり**の単価契約  
 5 購入規格、予定数量及び納入場所

薬品名	一回当たり数量	予定数量	納入場所
水道用次亜塩素酸 ナトリウム	5,000kg 以上/回 タンクローリ	113,000kg	富貴ヶ丘浄水場
		42,000kg	大屋戸浄水場
合 計		155,000kg	

ただし、原水等の水質状況や処理水量により使用量の変動するため、上記の数量未満でも超過しても同一単価で納入するものとする。

- 6 納期等 発注者が指示した日時に指定数量をタンクローリ車等により納入するものとし、いかなる場合でも浄水場の業務に支障をきたさないよう指定期日までに納入すること。また納入時には、品質等の分析表及び計量票 (計量法に基づく) 等を提出すること。  
 7 その他 契約締結時に、本仕様書の品質に適合していることが確認できる証明書を提出すること。証明書は、製品の品質試験結果書、または水道用薬品の認証登録証 (写) 等の具体的に証明できるものであること。

購入明細

品 名	一回当たり数量	単 価 (円/10kg)	予定数量 (×10kg)	金 額 (円)
水道用次亜塩素酸 ナトリウム	5,000kg 以上/回 タンクローリ		15,500	
消費税相当額				
合 計				